

埼玉労働局

改正労働施策 総合推進法等説明会

定員
50名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時

2026年 **8/31** 月 14:00～（受付開始 13:30）
※申込〆切：8月24日（月）定員に達し次第〆切ます

会場

埼玉労働局 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー14階 雇用保険説明会会場

プログラム

第1部 改正労働施策総合推進法等のあらまし

第2部 基調講演：職場のハラスメントとカスハラ対策（社会保険労務士 熊谷一郎氏）

なぜハラスメント・カスハラなどの加害行為が生じるのか。事例を交えながら、従業員を守るための組織的対応、被害者支援、相談体制の整備、実効性のある予防策について実践的に学びます。
※当日の動画は後日、埼玉労働局HPで公開予定です。

対象

企業の経営者、人事・労務担当者、管理職の方々

申込方法

ポータルサイト「あかるい職場応援団」トップページからお申し込みください

※定員の都合上、各企業1名様程度でのご参加をお願いいたします。
※「あかるい職場応援団」は厚生労働省が運営するポータルサイトです。



「あかるい職場応援団」

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって
 - ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- ※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

- 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。
- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
 - 相談体制の整備
 - カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応など

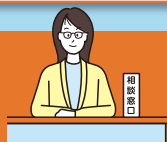
求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講など

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

- 事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。
- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
 - 相談体制の整備
 - 求職者等に対するセクハラ発生後の迅速・適切な対応など



説明会に関する
お問い合わせはこちら

埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課

048-600-6269（受付時間 平日8:30～17:15）